

# 統一講習会を受講しなければいけない理由

診療放射線技師法の改正により新たに加わった下記の3項目の業務を行うための**絶対条件**として、**医療の安全を担保**することが求められています。

そのため、業務拡大に伴う必要な知識、技能を習得することが**努力義務**として課せられました。

## 「絶対条件を満たさないまま業務を行いますか？」

- ① 静脈路に造影剤注入装置を接続する行為（静脈路確保のためのものを除く）、造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為、当該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為
- ② 下部消化管検査のために肛門にカテーテルを挿入する行為、当該カテーテルから造影剤及び空気を注入する行為
- ③ 画像誘導放射線治療のために肛門にカテーテルを挿入する行為、当該カテーテルから空気を吸引する行為

**統一講習会を受講し、確認試験に合格してください。**  
合格すると、**厚生労働省医政局長印と JART 中澤会長印の修了証書**と**修了バッジ**が送られてきます。医療の安全面から、新たに認められた業務は業務拡大に伴う講習会を修了後に行うことを推奨します。

※ 診療放射線技師法には改正した業務ができると書いてありますが、平成 28 年 4 月 1 日入学・入所する学生から新たに教育を 2 単位増やして、平成 32 年国家試験合格者から無条件で行える行為です。

－経過措置－

平成 27 年 4 月 1 日入学・入所した学生・生徒までは診療放射線技師免許を有していても改正した業務を行う前に教育課程で不足している 2 単位を補うため「統一講習会」を受ける必要があると書いてあります。

簡単に言うと、古い教育で取得した免許で新しい業務を行うときは不足 2 単位の研修を受けないと新たな業務を行ってはいけませんよ！ということです。

以下に法律改正からの統一講習会受講義務に至った経緯を示します。

第 186 回通常国会において平成 26 年 6 月 18 日に成立し、6 月 25 日に公布された医療従事者の業務範囲および業務の実施体制の見直しとして「診療放射線技師法」も含まれている。今回の診療放射線技師法の改正には、政令として診療放射線技師が実施する検査に伴い必要となる行為（①～③）を診療の補助として医師の指示を受けて行うものとし、業務範囲に追加される。

技師法第 24 条第 2 項の（2）関係の診療の補助として行える行為は、省令で定められる。（①～③）の行為が検査に関連する行為として、業務範囲に加わることとなる。（平成 27 年 2 月 17 日平成 27 年 4 月 1 日施行）

医政発 0217 第 11 号（H27.2.17） 日放技会長宛 厚生労働省医政局長  
診療放射線技師法施行規則及び臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の交付について、都道府県知事あてに通知  
検査に関連する行為を実施する場合の条件として、社会保障審議会医療部会で「教育内容等の見直し」が求められた。

1) 関係法令・通知などを改正し、検査等関連行為を安全かつ適切に行うために必要な教育内容を現行の教育内容に配慮しつつ追加する必要がある。

医政発 0220 第 3 号（H27.2.20） 日放技会長宛 厚生労働省医政局長  
診療放射線技師学校養成所指定規則及び臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令の交付について都道府県知事、国公私立大学長宛 文部科学省高等教育局長、厚生労働省医政局長

平成 28 年入学者（平成 32 年国家試験から変更）

2) 既に診療放射線技師の資格を取得しているものについて、医療現場において検査等関連行為を実施する際には、医療機関や職能団体等が実施する教育・研修を受けるよう促すことで教育内容を担保する必要がある。

医政医発 0331 第 2 号 (H27.3.31)

都道府県医務主管部 (局) 長宛 厚生労働省医政局医事課長

診療放射線技師法及び臨床検査技師等に関する法律の一部を改正の施行等について (医政発 217 の留意事項として)

未受講者の勘違い!!

新たな業務の研修に関する留意事項

診療放射線技師が新たな業務を行うに当たっては、法令により、研修の受講が義務付けられているものではないが、その養成課程において新たな業務に係る教育を受けていない診療放射線技師については、医療安全の確保の観点から、新たな業務を行うに先立って、公益社団法人日本診療放射線技師会が実施する研修を受ける必要があること。

また、当該研修における教育内容は、別添 1 の表に掲げる内容以上とし、同表に掲げる達成目標に到達する必要があること。

診療放射線技師の追加講習カリキュラム(案)

別紙1

【一般目標】

- 診療放射線技師の責任及び業務の範囲を理解し、感染管理及び医療安全に配慮して、造影剤の投与など適切に検査に伴う行為ができる能力を身につける。
- 造影剤の投与に伴う危険因子を認識し、特にアナフィラキシーなど重篤な合併症の発生時に適切に対処できる能力を身につける。
- 造影剤の投与などの検査に伴う行為は医師又は歯科医師の指示の下で行われる事を認識し、責任をもって対応する。

項目	達成目標	時限
法律、倫理に関する知識	1 診療放射線技師法に関する法的知識及びその責任範囲、医療倫理について説明できる。	1
造影剤の血管内投与 静脈路の抜針及び止血 に必要な知識・技能・態度	1 造影剤に関する薬理を説明できる。	5
	2 造影剤に関するアナフィラキシー等を含めた副作用及び投与禁忌について説明できる。	
	3 感染管理及び医療安全対策(針刺し事故を含む)について説明できる。	
	4 アナフィラキシー等を含めた副作用が発生した場合に速やかに医師等に連絡し、自らが一次救命処置(BLS)を実施できる。(シミュレーション)	
	5 適切に感染管理及び医療安全対策を行い、安全に静脈路の抜針及び止血ができる。(シミュレーション)	
下部消化管検査に関する業務に必要な知識・技能・態度	1 検査を受ける患者の心理や高齢者・女性にも配慮した接遇について説明できる。	5
	2 肛門及び直腸を含む下部消化管に関する解剖を説明できる。	
	3 下部消化管検査における造影剤に関する薬理を理解し、安全に造影剤及び空気を注入する方法について説明できる。	
	4 感染管理及び医療安全対策について説明できる。	
	5 下部消化管検査において、適切にカテーテル挿入部を確認し、肛門よりカテーテルを挿入して、安全に造影剤及び空気を注入できる。(シミュレーション)	
画像誘導放射線治療 (image-guided radiotherapy : IGRT) に関する業務に必要な知識・技能・態度	1 検査を受ける患者の心理や高齢者・女性にも配慮した接遇について説明できる。(再掲)	4
	2 肛門及び直腸を含む下部消化管並びに前立腺や子宮などの骨盤内臓器に関する解剖を説明できる。	
	3 骨盤内臓器がんに対するIGRTの内容を理解し、安全に空気を吸引する方法について説明できる。	
	4 感染管理及び医療安全対策について説明できる。(再掲)	
	5 適切にカテーテル挿入部を確認し、安全に肛門よりカテーテルを挿入することができる。(シミュレーション)	
試験	1	1
合計	1	16